

特定技能業務区分－建設業許可 対応表

<建設業の種類と特定技能業務区分の対応について>

1. 特定技能外国人を従事させたい建設業の種類ごとに、それぞれ対応する業務区分の認定を受けることで、当該建設業に係る工事に従事させることができます。
2. 一の種類の建設業に対応する業務区分が複数ある場合、いずれか又は双方の業務区分を選択して認定を受けて下さい。

<一の業務区分において従事することができる工事の範囲について>

3. ある業務区分の認定を受けた場合、当該業務区分の列を縦に見た場合に「○」のついた種類の建設業の工事に従事させることができます。

<特定技能外国人の現場入場について>

4. 上記をご参照の上、特定技能外国人が従事する工事が該当する建設業の種類に対応する業務区分であることを確認下さい。

業務区分			建設業許可		
土木	建築	ライフライン設備	種類	内容	例示
○			さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事またはこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
○			舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
○			しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
○			造園工事業	整地、樹木の植栽、泉石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事	植栽工事、地被工事、泉石工事、地こらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
○	○		大工工事業	木材の加工または取付けにより工作物を築造し、または工作物に木製設備を取り付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
○	○		とび・土工工事業	①足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工事 ②心打、心積みおよび場所打心を行う工事 ③土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ④コンクリートによる工作物を築造する工事 ⑤その他基礎的または準備的工事	①とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ②心工事、心打ち工事、心積み工事、場所打心工事 ③土工工事、掘削工事、根切工事、築城工事、盛土工事 ④コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ⑤地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーングラウト工事、土留め工事、仮締切工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
○	○		鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工または組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、開門、水門等の門扉設置工事
○	○		鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、または組み立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
○	○		塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹き付け、塗り付け、またははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
○	○		防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
○	○		石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロックおよび堅石を含む）の加工または積石により工作物を築造し、または工作物に石材を取り付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
○	○		機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、または工作物に機械器具を取り付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用板設置工事、遊戯施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
	○		内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装閉じ切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
	○		建具工事業	工作物に木製または金属製の建具等を取り付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンホルダー取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
	○		左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆、い、フラスコ、繊維等をこて塗り、吹付け、またははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
	○		タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取り付け、またははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築坪工事、スレート張り工事、サイディング工事
	○		清掃施設工事業	し尿処理施設またはごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
	○		屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
	○		ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取り付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスアルムム工事
	○		解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事
	○	○	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取り付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
	○	○	熱絶縁工事業	工作物または工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付断熱工事
	○	○	管工事業	冷暖房、空調調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更生工事
		○	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電事線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
		○	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電機通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV 電波障害防除設備工事
		○	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事または公共下水道もしくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
		○	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備もしくは消火活動に必要な設備を設置し、または工作物に取り付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしこ、救助袋、縦降機、避難橋又は排煙設備の設置工事